

令和5年第17回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和5年11月24日午後7時00分

場所

高砂市役所南庁舎2階会議室2

出席者

教育長、山名委員、神尾委員、吉屋委員

欠席者

吉田委員

出席事務局職員

木田教育部長、矢野学校教育室長、福永学校教育室学校教育課長、亀野青少年センター所長、
北野総務部総務室人事課長

本日の会議に付した事件

協議事項

- 1 令和5年高砂市議会12月定例会提出議案に係る意見の聴取について

報告事項

- 1 令和5年高砂市教育委員会点検・評価報告書（令和4年度対象）について

議 事 協議事項 1 令和5年高砂市議会12月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○教育長 提出議案のうち高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、人事課長様から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 2ページは、人事院勧告の給与勧告の骨子になり、基本的な考え方として、国家公務員に適正な処遇を確保することは人材確保に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤になります。また、その給与水準においては経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定された民間の給与水準と均衡させることとしています。

次のページの月例給の国の給与につきましては、民間企業と格差があることから、若年層に重点を置き、平均1.1%の給料の増額改定を行うこととし、4月に遡って適用するというございます。

ボーナスは公務員では期末・勤勉手当と呼ばれるもので、民間の支給割合に見合うように、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.5月とし、今年度につきましては12月の期末手当と勤勉手当で調整いたします。来年度以降は6月と12月、それぞれ分割して調整いたします。

6ページには給与改定の概要として、国家公務員の人事院勧告の内容をお示し、次の7ページからが本市の対応になります。一般職は、人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、給料表の引上げを令和5年4月に遡って適用すること、期末・勤勉手当も国家公務員同様の引上げを考えております。特別職の職員で常勤のものの期末手当の改定は、実施時期を令和6年4月とし、12月期はせずに、令和6年度の6月と12月にそれぞれ0.05月分、年間0.1月分の引上げを行います。一般職の職員は12月から、特別職は来年度からとなります。

次のページ、上段は議会議員の期末手当の改定は、常勤の特別職と連動する仕組みとなっております。下段、会計年度任用職員の給料表の改定は令和6年4月からの改定を考えております。また、地方自治法の改正があり、会計年度任用職員は来年度から一般職と同様に期末手当と勤勉手当の両方を支給できるようになります。また、ここには記載ないですけれども、教育委員会のスクールソーシャルワーカーも令和6年4月から1,000円増額し、1万7,000円という改正も考えているところのございます。

○教育長 御質問、御意見ございますか。

○委員 5 ページの令和 6 年に向けてというところで、役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇をするということは、評価をして最優秀者を決めるということかなと思ったんですが、それでは、誰が評価して、最優秀者とはどういう人がそれに該当するのですか。

○事務局 この資料は、国家公務員の説明ですが、高砂市も、ボーナスも業務成績によって差をつけております。いわゆる人事評価というのがあり、12月と6月のボーナスに反映させています。人事評価は年度当初に各自が目標を考え、その目標の達成度によって、直属の上司がそれを評価するという形を取っており、それによってボーナスの額が変わってくるという仕組みを取っております。

○委員 今まで会計年度任用職員に対する給与体系がすごく気になっていましたが、今回から改正されることは非常にいいことだと思います。それと、国の決めたことだから仕方がないことなんでしょうけど、遡っての改定というのが、一般民間人にしたら信じられないことで、やはり、やるのだったらその年度からやればいいのかに思いますけどね。

○事務局 会計年度任用職員制度は、令和 2 年度から始まりました。その前は臨時職員という形で、期末手当も出ていませんでしたが、令和 2 年から期末手当が出るようになって、来年度から期末手当も勤勉手当も、一般職と同じように出るという処遇改善が進んでいます。

あと、遡及支給につきましては、民間企業であれば春闘で労使交渉を春先にし、4 月から給料が変わるという形が多いのかなと考えています。公務員の場合はそういった労使交渉ができませんので、春闘の結果を調査して、公務員と民間を比較するという形になり、建前というか、本来なら 4 月からこうなっていたであろうという額を 8 月に改定するので、遡ってするという形を取っております。

○教育長 分かりました。よろしいですか。

○委員 給料が上がるという処遇の改善は非常にいいと思います。やっぱり人ですから、やりがいというか、モチベーションが、お給料というのが一番ですから。

○教育長 ほかに御意見、御質問ございませんか。

では、この 3 つにつきましては提案どおりで進めさせていただきます。

○教育長 続きまして、高砂市立公民館条例を廃止する条例を定めることについてと、第 5 回令和 5 年度高砂市一般会計補正予算について、説明をお願いいたします。

○事務局 まず、高砂市公民館条例を廃止する条例は以前協議事項としてお話しさせていただきました。令和 6 年 4 月から各公民館が地域交流センターに変更になることに伴いまして、公民館条例というものを廃止するというものです。

続いて補正予算で、10 ページに人件費をまとめております。先ほど人事課長が説明をいたしました人事院勧告に沿う給与改定に伴う補正予算でございます。一番上の段の事務局費の職員手当等は、人事院勧告分と時間外勤務手当の増額を含んでおります。その理由としては 2 つございまして、まず、教育総務課では学校

の維持管理業務で、現場に行ったり、業者や他の施設のマネジメント室との調整をすることが増えていること、また、学校教育課では、教科書採択、学校運営協議会の取組の関係で、学校に出向いたり、また部活動の地域移行の関係などが増えており増額補正をしているものでございます。

続きまして、11 ページは物件費です。来年度、小中学校ともに特別支援学級が新設される予定ですので、備品購入費を計上しております。

続きまして、12 ページは債務負担行為です。

まず1つ目、2つ目、7つ目のアスベスト調査業務委託は、来年度の工事につき今年度に準備するための費用を、債務負担という形で置くものです。

3つ目、4つ目は、事業系一般廃棄物処理収集運搬業務委託で、今までエコクリーンピアはりまの職員が各学校を回って収集しておったんですけれども、職員を採用しておらず直営ですることができなくなっておりますので、業者に収集運搬を委託するというものです。全庁的な話ですけど、4月から要るものでございますので、今年度から準備が必要ということで、予算を上げているということです。

5つ目、6つ目、階段昇降機購入経費ですが、これは先ほどの、来年度の特別支援学級の新設される予定の経費で、今年度、この予算が通ったとして受注しても、来年度にかかってしまうということを聞いておりますので、このような債務負担というような形で予算計上させていただいております。

○教育長 説明が終わりました。御質問、御意見ございませんか。

○委員 先ほど言われた特別支援教育の設置が決まったのですか。その見込みですか。

○事務局 今のところ、まだ見込みでして、これから学校と最終調整をして決まっていくわけですが、今予定している人たちが、特別支援学校とかに行かれた場合は残ってくるというようなことにはなりますが、今のところは見込みという形で上げさせていただいております。

○委員 決まっていないということですよ。いいですか。

○教育長 はい。

○教育長 質問、ほかございませんか。原案どおり決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○教育長 報告事項1は、原案どおり決定します。

議 事 報告事項 2 令和5年高砂市教育委員会点検・評価報告書（令和4年度対象）
について

○教育長 令和5年度高砂市教育委員会点検・評価報告書（令和4年度対象）について、別冊にあります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 以前教育委員さんに 38 事業を選んでいただきまして、ありがとうございました。その事業につきまして、各担当が自己評価後に知見の活用ということで評価委員の森田先生と松尾先生がヒアリングを行い、評価をしていただいたという報告書になってございます。

そして、4 ページから 6 ページには、各項目がどういう評価であったかというところをお示ししております。S、A、B、C の順に、いいほうから S になっていきますけれども、38 項目ある中で、S 評価が 3 つ、その他は全て A 評価という結果でした。その詳細は、8 ページ以降ずっと、91 ページまで各項目の評価となっております。

そして、92 ページ以降につきましては、お二人の総合評価的な総評という形でまとめております。かなりの量がございいますので、これぐらいの説明にさせていただきます。また帰られてから読んでいただいて、何か御意見とかがございましたら、12 月 8 日までに教育総務課のほうにお伝えいただければと思います。

○委員 この意見というのは、成果評価コメントや総合評価に対してですか。

○事務局 何か、確認したいところとか、ここはどういう意味かというのが分からないようなところがあればご説明いたします。

○委員 そういう確認ですね。

○教育長 これ、どこかに提出しますか。

○事務局 議会に報告いたしまして、最終的にホームページに載せていくということになっております。

○教育長 議会の承認を得られて、ホームページに掲載をするということですね。よろしいですか。どんなところを見たらいいんですか。

○教育長 休憩中に表の見方、シートの見方について、改善する場合の目のつけどころ等を教えていただきました。ありがとうございます。

他に御意見、質問ございませんか。大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

報告事項 2 は承認させていただきます。

令和 5 年 11 月 24 日 午後 7 時 47 分 教育長会議の閉会を宣告
